

13 生活保護制度における介護扶助について

【総合事業実施に伴う要支援者及び事業対象者対応版】

介護扶助は、生活保護受給者が利用した介護サービスに係る費用を給付するものです。

この度、総合事業の実施に伴い、生活保護受給者が利用した総合事業に係る費用も介護扶助の対象となります。

本項目では、要支援者及び事業対象者を対象とする介護扶助について説明します。

(1) 介護扶助の概要

ア 介護扶助の対象者及び給付内容

(ア) 対象者

生活保護受給者で、介護保険法に規定する要支援状態にある者（以下「要支援者」という。）及び第1号被保険者で基本チェックリストにより規定の基準に該当する者（以下「事業対象者」という。）。

(イ) 給付内容と給付方法

要支援者には①～③が、事業対象者には①のうち「介護予防・日常生活支援」と③が介護扶助として給付されます。

	給付内容	給付方法
①	介護予防 介護予防・日常生活支援	・指定介護機関に委託して現物給付する。（介護券を事業者に送付する。）
②	介護予防福祉用具 介護予防住宅改修	・受領委任払い制度の場合は、費用の1割を指定介護機関に金銭給付する。 ・償還払い制度の場合は、費用の全額を指定介護機関に金銭給付し、償還払いされる介護保険給付は対象者に対して返還請求する。
③	移 送	・保険給付による送迎が行われない場合等については、必要な交通費を金銭給付する。（生活保護独自の給付で、①の利用に伴うもの）

イ 介護扶助の介護方針及び介護報酬

(ア) 指定介護機関の介護方針及び介護報酬は、介護保険の介護方針及び介護報酬の例及び京都市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「要綱」という。）によります。

(イ) 介護保険法で定める介護予防サービス費等区分支給限度基準額（要支援者）及び要綱で定める第1号事業（介護予防・日常生活支援）に係る費用の支給限度額（事業対象者）を超える介護予防及び介護予防・日常生活支援（以下「介護予防サービス等」という。）については、介護扶助の給付は認められません。

○ 参考 「生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護報酬」

ウ 介護扶助と保険給付及び総合事業の費用負担関係

介護保険の被保険者については、介護保険による給付（以下「保険給付」という。）及び第1号事業（介護予防・日常生活支援）に係る費用の支給（以下「事業に係る支給」という。）が行われるため、生活保護の補足性の原理により保険給付又は事業に係る支給が優先し、保険給付又は事業に係る支給の行わぬ自己負担分が介護扶助の対象となります。

40歳以上65歳未満の生活保護受給者で医療保険に未加入の者（以下「介護保険の被保険者以外の者」という。）は、介護保険の加入要件に該当せず加入できないため、他法他施策による給付がない限り、介護予防サービス費や第1号事業支給費は原則として介護扶助から給付されます。

40歳以上65歳未満の者			65歳以上の者
※基本チェックリスト対象外			【基本チェックリスト該当者】 ※介護予防・日常生活支援のみ利用可
			第1号被保険者 ・事業に係る支給（9割） ・介護扶助（1割）
【要支援者】 ※介護予防・日常生活支援+介護予防サービス利用可			
医療保険	未加入者	介護保険の被保険者以外の者 ・介護扶助（10割）	第1号被保険者 ・保険給付又は事業に係る支給（9割） ・介護扶助（1割）
	加入者	第2号被保険者 ・保険給付又は事業に係る支給（9割） ・介護扶助（1割）	
（参考）【要介護者】 ※介護サービスのみ利用可			
医療保険	未加入者	介護保険の被保険者以外の者 ・介護扶助（10割）	第1号被保険者 ・保険給付（9割） ・介護扶助（1割）
	加入者	第2号被保険者 ・保険給付（9割） ・介護扶助（1割）	

エ 介護保険の被保険者以外の者の要支援認定

介護保険の被保険者以外の者（介護扶助10割給付対象者）は、介護保険制度の被保険者ではないため、福祉事務所から居宅介護支援事業所等に訪問調査票の作成を、指定医療機関に主治医意見書の作成を依頼し、認定審査会に認定審査を委託します。

訪問調査を行う居宅介護支援事業所等は、本市と訪問調査の委託契約を締結する必要があります。訪問調査の委託契約が未締結で、福祉事務所から訪問調査の依頼を受けた場合、契約締結の手続きが必要となりますので、地域福祉課（介護扶助担当 Tel 251-1175）へ御連絡いただきますようお願いします。

なお、基本チェックリストは第1号被保険者を対象に実施するものであり、介護保険の被保険者以外の者に基本チェックリストを実施することはできません。

オ 介護予防サービス・支援計画作成上の留意点

(ア) 指定介護機関による介護予防サービス・支援計画の作成

生活保護受給者の介護予防サービス・支援計画を作成する地域包括支援センター等は、原則として生活保護法による指定介護機関の指定を受けていることが必要です。

なお、介護保険の被保険者以外の者の介護予防サービス・支援計画の作成については、次の（イ）「介護扶助の程度」なお書き以降の介護扶助の適用範囲に御留意ください。

(イ) 介護扶助の程度

介護予防及び介護予防・日常生活支援に係る介護扶助の程度は、介護保険法で定める介護予防サービス費等区分支給限度基準額（要支援者）及び要綱で定める第1号事業（介護予防・日常生活支援）に係る費用の支給限度額（事業対象者）の範囲内となります。

なお、介護保険の被保険者以外の者（介護扶助10割給付対象者）については、障害者総合支援法による給付が介護扶助に優先して適用されます。

介護保険の被保険者以外の介護扶助の給付に係る給付上限額は、介護保険法に定める支給限度額から障害者総合支援法による給付の給付額を控除した額となります。

ただし、常時介護を要し、その介護の必要性が著しく高い障害者などの場合で、介護扶助の支給限度額から障害者総合支援法による給付の給付額を控除した額の範囲内では、必要な量の介護予防サービス等を確保できないと認められるときは、例外的に介護扶助の支給限度額の範囲内を上限として、介護扶助による必要最低限度のサービス給付を行うことができます。

(ウ) サービス事業者の利用

生活保護受給者は特段の事情がない限り、別途交通費が必要となるサービス事業者の利用は認められません。

（2）介護扶助の給付と介護報酬の請求

ア 介護扶助の給付決定と介護券送付

(ア) 介護扶助の給付決定

生活保護受給者がサービスを必要とする場合は、介護扶助の給付を福祉事務所へ申請します。

介護保険の被保険者である生活保護受給者が、介護予防サービス等を利用する場合には、要支援認定結果の通知又は事業対象者と記載された被保険者証（以下「要支援認定等」という。）及び介護予防サービス・支援計画書の写しを添付する必要があります。

福祉事務所は、要支援認定等結果及び介護予防サービス・支援計画書に基づいて介護扶助を決定し、決定された介護扶助のサービス提供事業者に「介護券」（例：資料13の1）を送付します。

サービス内容が変更される場合は、地域包括支援センターから速やかに福祉事務所

に連絡してください。

＜留意点＞

介護扶助の申請には、保護変更申請書(介護扶助)(例：資料13の2)の提出が必要です。申請権者(本人、同居の親族、扶養義務者)以外の者が記載することは出来ませんので、身寄りの方がいない高齢者等で、福祉事務所への来所や当該申請書への記載が困難な場合は、後日、担当のケースワーカーによる家庭訪問時等にサービス内容の確認等を行います。

(イ) 介護予防サービス・支援計画書の写しの提供

福祉事務所が生活保護受給者の同意を得て、地域包括支援センター等に介護予防サービス・支援計画書の写しの交付を依頼した場合は、福祉事務所に提供してください。

また、福祉事務所が交付を依頼したのちにサービス内容が変更される場合も提供してください。

イ 介護券について

介護券は月単位で発行し、サービス提供事業者に送付します。

介護券は、サービス利用開始時及び随時発行の場合は福祉事務所から、2箇月目以降もサービス利用を継続する場合、2箇月目以降分は地域福祉課から、それぞれ発行して送付します。

なお、地域福祉課が発行する継続利用者の介護券については、1枚の用紙に複数名の情報を記載する連名式の様式としております。(例：資料13の3)

サービス提供事業者は、サービスの提供にあたって毎月、当該月の「介護券」を確認し、「介護券」から必要事項を介護給付費明細書及び介護予防・日常生活支援総合事業費明細書(以下「介護給付費明細書等」という。)に転記してください。また、「介護券」には、利用中のサービスがすべて記載されていることを併せて御確認ください。

「介護券」に本人支払額(※)が記載されている場合は、記載額を本人から徴収してください。

必要な「介護券」が到着しない場合は、所管の福祉事務所へ御連絡ください。

※ 世帯に年金等一定収入があり、生活費や住宅費等がまかなえる場合に、介護費及び医療費の一部自己負担金を求めるもの。

ウ 介護扶助の介護報酬の請求

福祉事務所から送付される介護券の記載事項を介護給付費明細書等に転記し、京都府国民健康保険団体連合会へ本人負担分を公費請求してください。

※ 通所介護の食費は、利用者負担(生活扶助費から捻出)となります。

エ 介護保険給付費等の公費請求について

生活保護(介護扶助)制度は他法優先ですので、生活保護受給者が生活保護の他に公費請求できる制度の適用を受けている場合は、その公費請求を生活保護に優先して行ってください。

生活保護受給者が生活保護の他に公費請求できる制度の適用を受けている場合は、「介護券」の備考欄にその旨の記載があります。

備考の「その他」欄に「あり」と記載されている場合は、適用されている他の公費制度の内容を福祉事務所に御確認ください。

公費請求の対象となるサービスについては、「介護保険給付費等にかかる請求要領」(京都府国民健康保険団体連合会編) を参照してください。

(3) 介護扶助関連の給付

ア 介護保険料の対応

普通徴収対象者については、生活扶助費として介護保険料加算を計上し、特別徴収対象者については特別徴収相当額を年金収入の認定額から控除します(いずれの場合でも、生活保護で保障される生活水準は同一になります)。

(4) 指定介護機関の指定

生活保護受給者にサービスを提供するには、事業者が生活保護法による指定介護機関の指定を受けていることが必要です。また、指定は各サービス（事業者）の種類ごとに必要です。ここでは、生活保護法による介護予防・生活支援事業者としての指定について説明します。

ア 指定

(ア) みなし指定

第1号事業を実施する事業所として指定を受けている事業所は、事前に別段「指定を不要とする申出書」の提出がない限り、同時に生活保護法による指定介護機関の指定を受けたものとみなされます。

(イ) 指定申請

上記の別段の申出を行った事業所が新規に指定介護機関の指定を受けるときは申請が必要です。

<指定申請書の入手方法>

京都市情報館(京都市ホームページ)より

「健康・福祉・教育」→「地域福祉」→「手続き・相談窓口」の順に進んで下さい。

URL <http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000136534.html>

イ 指定の効力

介護保険法及び要綱の規定による事業の廃止、指定の取消し、指定の効力が失われたときは、その効力を失います。

ウ 指定後の手続き

事業所名称、事業所所在地等の変更がある場合や、廃止、休止、辞退される場合は速やかに届出を行ってください。届出様式は京都市ホームページ（（4）ア（イ）記載）に掲載しているほか、地域福祉課または各福祉事務所福祉係の窓口に設置しております。（別紙13-1：届出先一覧）

<参考>

○ 指定介護機関介護担当規程（平成12年3月31日 厚生省告示第191号）

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条第1項の規定により、指定介護機関介護担当規程を次のとおり定め、平成12年4月1日から適用する。

(指定介護機関の義務)

第1条 指定介護機関は、生活保護法に定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、介護を必要とする被保護者（以下「要介護者」という。）の介護を担当しなければならない。

(提供義務)

第2条 指定介護機関は、保護の実施機関から要介護者の介護の委託を受けたときは、当該要介護者に対する介護サービスの提供を正当な事由がなく拒んではならない。

(介護券)

第3条 指定介護機関は、要介護者に対し介護サービスを提供するに当たっては、当該要介護者について発給された介護券が有効であることを確かめなければならない。

(援助)

第4条 指定介護機関は、要介護者に対し自ら適切な介護サービスを提供することが困難であると認めたときは、速やかに、要介護者が所定の手続をすることができるよう当該要介護者に対し必要な援助を与えなければならない。

(証明書等の交付)

第5条 指定介護機関は、その介護サービスの提供中の要介護者及び保護の実施機関から生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

(介護記録)

第6条 指定介護機関は、要介護者に関する介護記録に、介護保険の例によって介護サービスの提供に關し必要な事項を記載し、これを他の介護記録と區別して整備しなければならない。

(帳簿)

第7条 指定介護機関は、介護サービスの提供及び介護の報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から5年間保存しなければならない。

(通知)

第8条 指定介護機関は、要介護者について次のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して介護券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

- 1 要介護者が正当な理由なくして、介護サービスの提供に関する指導に従わないとき。
- 2 要介護者が詐欺その他不正な手段により介護サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

<参考>

- 生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護報酬(平成12年4月19日 厚生省告示第214号 平成24年一部改正 厚生労働省告示第181号)

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定に基づき、生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬を次のように定め、平成12年4月1日から適用する。

- 1 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第127条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第145条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 2 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第136条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 3 指定介護老人福祉施設の人員、施設及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第9条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 4 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)第11条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 5 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号)第12条第3項第3号に規定する入院患者が選定する特別な病室の提供は、行わない。
- 6 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第135条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第190条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 7 介護保険法(平成9年法律第123号)第51条の3第1項に規定する特定入所者に対しては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額又は同項第2号に規定する居住費の基準費用額を超える費用を要する食事又は居室の提供は、行わない。
- 8 介護保険法第51条の3第5項に基づき特定入所者介護サービス費の支給があったものとみなされた場合にあっては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は同項第2号に規定する居住費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。
- 9 介護保険法第61条の3第1項に規定する特定入所者に対しては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額又は同項第2号に規定する滞在費の基準費用額を超える食事又は居室の提供は、行わない。
- 10 介護保険法第61条の3第5項に基づき特定入所者介護予防サービス費の支給があったものとみなされた場合にあっては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は同項第2号に規定する滞在費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。

(例: 資料 13 の 1 介護券)

生活保護法介護券

公費負担者番号						交付番号		単独・併用別		
受給者番号						有効期間				
保険者番号						被保険者番号			要介護状態区分	
認定有効期間										
氏名			居住地							
指定居宅介護支援事業者名										
指定介護機関名										
居宅介護										
施設介護										
居宅介護支援				本人支払額		円				
地区担当員		取扱担当者		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> 京都市 福祉事務所長 </div>						
		京都市								
		福祉事務所長								
備考	介護保険									
	感染症法第37条の2									
	その他									

(注)この券は毎月更新ですので、そのつど受給者番号等をご確認のうえ、6箇月間介護機関で保管してください。

保護変更申請書（介護扶助）

世帯員コード	開始	廃止	受理年月日	受理番号	
区 学区 町 世帯 員 C 平 年 月 日	平 年 月 日		.	.	単給・併給
4	4				

申請にこられた方（申請者）					
ところ（住所） 京都市 区 団地 棟 号	学区 町	名まえ（氏名） 印	電話	—	介護の必要な方との関係 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> その他 ()
(あて先) 京都市 福祉事務所長				年 月 日	
<input type="checkbox"/> 生活保護法の規定による <input type="checkbox"/> 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29年5月8日社発第382号厚生社会局長通知）に基づく措置による					
保護の変更を申請します。					

介護の必要な方 太枠内に記入してください。	名まえ（氏名）	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	<input type="checkbox"/> 男	生年月日	世帯主の名まえ	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ								
		<input type="checkbox"/> 女	年 月 日											
申請の内容	ところ（住所）	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ				公費負担医療								
		学区 町				<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし								
	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">居宅介護</td> <td>施設介護</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> (予防)(総合事業) 5 (55)特定施設入居者生活介護 6 (56)短期入所生活介護 7 (57)短期入所療養介護 8 (58)(40)訪問介護 9 (59)訪問入浴介護 10 (60)訪問看護 11 (61)訪問リハビリテーション 12 (62)(41)通所介護 13 (63)通所リハビリテーション </td> <td> 1 介護老人福祉施設 2 介護老人保健施設 3 介護療養型医療施設 33 小規模介護老人福祉施設 <input type="checkbox"/>居宅療養管理指導に伴う交通費 <input type="checkbox"/>介護移送費 <input type="checkbox"/>福祉用具購入費 <input type="checkbox"/>その他 </td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>〔 〕</td> </tr> </table>				居宅介護		施設介護	(予防)(総合事業) 5 (55)特定施設入居者生活介護 6 (56)短期入所生活介護 7 (57)短期入所療養介護 8 (58)(40)訪問介護 9 (59)訪問入浴介護 10 (60)訪問看護 11 (61)訪問リハビリテーション 12 (62)(41)通所介護 13 (63)通所リハビリテーション		1 介護老人福祉施設 2 介護老人保健施設 3 介護療養型医療施設 33 小規模介護老人福祉施設 <input type="checkbox"/> 居宅療養管理指導に伴う交通費 <input type="checkbox"/> 介護移送費 <input type="checkbox"/> 福祉用具購入費 <input type="checkbox"/> その他			〔 〕	障害者総合支援法
居宅介護		施設介護												
(予防)(総合事業) 5 (55)特定施設入居者生活介護 6 (56)短期入所生活介護 7 (57)短期入所療養介護 8 (58)(40)訪問介護 9 (59)訪問入浴介護 10 (60)訪問看護 11 (61)訪問リハビリテーション 12 (62)(41)通所介護 13 (63)通所リハビリテーション		1 介護老人福祉施設 2 介護老人保健施設 3 介護療養型医療施設 33 小規模介護老人福祉施設 <input type="checkbox"/> 居宅療養管理指導に伴う交通費 <input type="checkbox"/> 介護移送費 <input type="checkbox"/> 福祉用具購入費 <input type="checkbox"/> その他												
		〔 〕												
						<input type="checkbox"/> （精神通院医療）								
						<input type="checkbox"/> （更生医療）								
						<input type="checkbox"/> 原爆被爆者一般医療								
						<input type="checkbox"/> 感染症法								
						<input type="checkbox"/> 特定疾患								
						<input type="checkbox"/> 先天性血液凝固因子障害								
介護が必要になった日	年 月 日	介護機関名												
介護予定期間	<input type="checkbox"/> 1箇月 <input type="checkbox"/> 2箇月 <input type="checkbox"/> 3箇月 <input type="checkbox"/> 4箇月 <input type="checkbox"/> 5箇月 <input type="checkbox"/> 6箇月 <input type="checkbox"/> 6箇月以上													

介護扶助決定書

居宅口座振込
事務所払い 事業者払い

開始	却下	金銭支給額					廃止					
実施年月日							実施年月日					
起案年月日							起案年月日					
決定年月日							円	決定年月日				
課長	保護係長	地区担当員	福 祉 長	医療担当者	金額入力 又は仕訳	課長	保護係長	地区担当員	福 祉 長	医療担当者	金額入力 又は仕訳	
事由						事由	介護不要・介護計画変更・入所・退所・中止・死亡					

給付券発行台帳

年 月	・	・	・	・	・	・	・
有効期間	/	/	/	/	/	/	/
交付番号							
交付年月日	・・	・・	・・	・・	・・	・・	・・

例：資料1 3の3 連名式介護券

京都市福祉事務所長 福祉事務所長

生活保護法介護券（平成 年 月分）

(注1)この券は毎月更新ですので、そのつど御確認のうえ、6箇月保管後適切に廃棄してください。

届出先一覧

名 称	住 所	電 話 番 号
保健福祉局生活福祉部地域福祉課	京都市中京区寺町通御池下る下本能寺前町500-1 中信御池ビル3階	075-251-1175
京都市北福祉事務所	京都市北区紫野東御所田町33-1	075-432-1181
京都市上京福祉事務所	京都市上京区今出川通室町西入堀出シ町285番地	075-441-0111
京都市左京福祉事務所	京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町7-2	075-702-1000
京都市中京福祉事務所	京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521	075-812-0061
京都市東山福祉事務所	京都市東山区清水五丁目130-6	075-561-1191
京都市山科福祉事務所	京都市山科区柳辻池尻町14-2	075-592-3050
京都市下京福祉事務所	京都市下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町608-8	075-371-7101
京都市南福祉事務所	京都市南区西九条南田町1-3	075-681-3111
京都市右京福祉事務所	京都市右京区太秦下刑部町12	075-861-1101
京都市西京福祉事務所	京都市西京区上桂森下町25-1	075-381-7121
京都市洛西福祉事務所	京都市西京区大原野東境谷町2丁目1-2	075-332-8111
京都市伏見福祉事務所	京都市伏見区鷹匠町39-2	075-611-1101
京都市深草福祉事務所	京都市伏見区深草向畠町93-1	075-642-3101
京都市醍醐福祉事務所	京都市伏見区醍醐大構町28	075-571-0003

※ 不明な点等につきましては、最寄りの福祉事務所または地域福祉課へお問合せください。

14 その他

(1) 総合事業に係るスケジュール【予定】

平成29年

3月21日 加算等の届出 特例受付 締切

3月末頃 総合事業 サービスコード表（確定版）公表

4月 総合事業開始*

* 現在、「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」のサービスを受けている利用者は、原則として、4月以降の認定更新時等に、順次、総合事業のサービスに移行します。

(2) 質問について

本説明会及び総合事業に関する質問については、FAX又はEメールにて、京都市保健福祉局長寿社会部長寿福祉課にお送りください。

事業者間での情報共有のため、いただいた質問内容と回答は、Q&Aとして本市ホームページに掲載いたします。

質問票送付先

京都市保健福祉局長寿社会部長寿福祉課

FAX : 075-251-1114

Eメール : cyoujyu@city.kyoto.lg.jp